

【判例批評】

人訴法一八条一項による判決効の拡張と必要的共同訴訟論および当然の補助参加関係論との関係

堤 龍彌

①(離婚無効確認請求控訴事件、東京高裁昭五九(第)一三七〇号、昭59・12・25)
民七部判決、控訴棄却(上告)、判例時報一一四〇号八八頁

②(離婚無効確認請求控訴事件、東京高裁昭五九(第)三三五六号、昭59・12・25)
民七部判決、控訴却下(上告)、判例時報一一四一号六〇頁

【事案の概要】

XとAは、昭和一五年一月二五日に婚姻したが、その後Aの経営していた電気商が倒産する等の事情もあり、夫婦仲が悪化、昭和四三年以来別居状態になつたようである。そして、昭和四八年一月二〇日に至り、X・A名義の協議離婚届が提出、受理されている。ところで、Aは、その翌二一日にYと婚姻し、その後子供まで儲けたようであるが、昭和五六年八月二六日に死亡するに至つた。このAの死亡を契機に、X(前婚の妻)・Y(後婚の妻)間に存したであろう潜在的紛争が、おそらくは遺産相続

人訴法一八条一項による判決効の拡張と必要的共同訴訟論および当然の補助参加……

堤

(四六九)

九五

を中心に、訴訟という形で一挙に顕在化したものと思われる。すなわち、A死亡後わずか数ヶ月後の昭和五六六年一〇月一五日、Xが、検察官とYを相手に、それぞれX・A間の離婚無効の訴えおよびY・A間の婚姻取消の訴えを併合提起するに至った(人訴法二条二項、三項参照)。その理由とするところは、「本件離婚は、Xの関知しない間にAがほしままに離婚届を提出した」とによるものであり、Xには離婚意思がなかったこと、それゆえ「本件離婚が無効であることを理由に、YとAとの本件婚姻は重婚に当たる」というものであった(なお、かような訴えの併合提起が、人訴法七条二項但書の類推により許されると解されていることについては、山木戸克己・人事訴訟手続法一二七、一二八頁参照)。

一審和地裁は、「右各請求につき弁論を分離することなく審理を遂げ、昭和五九年四月二六日、Xの右各請求を全部認容する旨の判決を言い渡し、右判決正本は、いずれも同年五月二一日、検察官並びにY訴訟代理人にそれぞれ送達された」。

これに対し、Y訴訟代理人は、右判決不服として、同年五月一一日、控訴を提起したが、共同被告である検察官は、控訴を提起しなかった。Y訴訟代理人の控訴提起に伴い開かれた控訴審での数次にわたる口頭弁論においては、専ら次の事項が争点となつた。すなわち、Xが、「XのYに対する本件婚姻の取消請求の前提である、XとAとの本件離婚が無効であることについては、既に本件離婚を無効とする原判決が確定している」から、Y・A間の婚姻は論理必然的に重婚となり取消しを免れないと主張したのに對して、Y訴訟代理人は、次のように主張して争つた。「原審におけるXの検察官に対する本件離婚の無効確認請求とYに対する本件婚姻の取消請求とは、検察官とYの両名につき合一に確定すべき場合(必要的共同訴訟)であるから、Yの本件控訴により、原判決中Xと検察官との間の本件離婚無効確認請求に関する部分も確定は遮断されている」。それゆえ、その点につき、なお控訴審において実質的な審理が尽されるべきである。

控訴審である東京高裁は、同年一二月二五日、「[判旨]①のような理由で、かようなY訴訟代理人の主張を容れず、「原判決中、Xと検察官との間において、本件離婚の無効を確認する部分は、控訴が提起されなかつたことにより、所定の控訴期間の最終日である昭和五九年五月一六日の経過により確定したことが明らかであり、そして、右のとおり本件離婚を無効とする判決が

確定したことにより、Yにおいても右判決の効力を受け、本件離婚が無効であることを争い得ないこととなつたものである（人事訴訟手続法一八条一項準用）から、結局、Y・A間の婚姻は重婚であるとしてXの婚姻取消請求を認容した原判決は正当であるとして、Yの控訴を棄却した。

〔判旨〕①「訴訟の目的が共同訴訟人の全員につき合一にのみ確定すべき場合（民事訴訟法六二条）とは、訴訟の目的である権利又は法律関係についての訴えの提起あるいは判決が、各共同訴訟人全員につき合一にのみなされるべきであり、区々となつてはならない法律上の必要がある場合をいうのであって、単に事実上又は論理上合一確定の要請があるというだけでは足りないと解すべきところ、Xの検察官及びYに対する原審における前叙本件各請求は、本件離婚の無効が本件婚姻の取消請求の前提問題（先決事項）となつてゐるとはい（他方、本件離婚無効の請求は本件婚姻の取消を何ら前提とするものではない）、法律上はそれぞれ別個独立の請求として別個独立の訴訟物であり、当事者適格もそれぞれ法定されていて、訴えの提起も判決も別個独立になされ得べく、本件離婚の効力についての判断が右各請求についての判断において区々になつてはならないという要請は、人事訴訟手続法一八条一項（準用）所定の既判力（あるいは形成力）の拡張を考慮にいれても、現行法制のもとにおいては、いまだ論理的要求にすぎないものというべきであるから、訴訟の目的（すなわち本件各請求）が検察官及びYの両名（共同訴訟人）全員につき合一にのみ確定すべき場合（判決が合一にのみなされるべき法律上の必要がある場合）には当たらないといわなければならぬ（本件のように、離婚無効の請求と婚姻取消の請求とが一つの訴えを以て提起された場合でも、事案によつては、離婚無効の請求について弁論を分離し先に審理判決することもおこり得るのである。）」

ところで、本件では、この離婚無効判決の確定をめぐり、Y訴訟代理人によるもう一つの主張が争点となり、同日付の判決で、その点についての判断もなされている。すなわち、おそらくは控訴審での数次にわたる口頭弁論を通じて、Y訴訟代理人による必要的共同訴訟論の主張に対する右記のような東京高裁の確固たる態度を推知するに及び、口頭弁論終結後の一月二七日、急遽東京高裁に対し、「補助参加の申立書」、「控訴状の補正申立」および「上申書」と題する各書面を提出、「上申書」の中でY

訴訟代理人は、次のように主張した。「Yは、先の控訴状の提出により、当然に共同被告である検察官を補助するため参加する旨申し立て、かつ、検察官補助参加人として、原判決中検察官敗訴部分についても控訴を提起したものと解されるべきであり、前頭『補助参加の申立書』及び『控訴状の補正申立』は、その趣旨を補完するためのものである。」

学説及び下級審判決の一部が認めてきた、いわゆる当然の補助参加関係論を主張したものである。東京高裁は、この申立てを昭和五九年一月二七日付でなされた、Yによる検察官補助参加人としての検察官敗訴部分に対する新たな控訴として取扱い、それは既に控訴期間を超過した補正不能な控訴であるとして、民訴法三八三条により、口頭弁論を経ないで判決をもつて却下した。この結果、Y訴訟代理人による当然の補助参加関係の主張が、控訴審において十分に議論されないままに排斥されてしまったことは勿論である（なお、このような取扱いに含まれる問題点については、拙稿「法領域における当事者権」神戸学院法学一五巻二号七五頁参照）。

【判旨】②「原判決中本件離婚を無効とする部分が確定することに伴い、婚姻取消訴訟の被告Yがその判決の効力を受けることになる等の諸事情を考慮に容れてみても、Y及びその訴訟代理人が原判決に対し検察官のため（検察官敗訴部分の確定を阻止するため）にも控訴を提起する意思であったことを、先の〔五月一一日付の一筆者注〕控訴状の記載から認める余地はなく、また、先の控訴状を提出したことにより、当然に主張に係るような補助参加の申立をしたとの同一の効果を認めることもできないのである（この点につき、最高裁判所昭和四三年九月一二日第一小法廷判決・民集二二巻九号一八九六頁参照）。」

本件は、Yからさらに上告の提起がなされているが、最高裁がこれに対しどのような判断を下したかは不明である。

【批評】

一 本件争点に対する考え方

- (1) まず、本件に対する筆者の基本的な考え方を明らかにしておきたい。

本件では、検察官のために補助参加する利益と資格がYに認められる事案であったと思われる。それゆえ、回顧的にみれば、Yが検察官を被告とする離婚無効訴訟に予め補助参加の手続をとつてさえいれば何も問題のない事件であつたといえるかもしれない（Y訴訟代理人としては、前記各主張が排斥される場合等を考慮して、万全の手続的方策をとつておくべきであつたともいえる。それゆえ、以下の議論は、その必要性と実益に乏しいとの意見もありうるであろう）。が翻つて考えるに、本件でYの主張（とくに当然の補助参加関係論）が排斥されているのは、主として手続的要件（およびそれに伴う効果）の明確性の要請からであろうと思われるが（三ヶ月章・民訴法二四一頁をはじめ、当然の補助参加関係論を否定する説の主たる論拠となつている文献については、吉井直昭・法曹時報二〇巻一一号六七一頁参照）。それを当事者に要求し課しうる前提として、かりに訴訟代理人の存在を当然視する思考が働いているとすれば、問題であると考える。本件の場合に、Yに訴訟代理人が付いているというのは、あくまでもYの主張を排除する際の副次的な理由となりうるにすぎないであろう。それゆえ、やはり考え方としては、訴訟代理人が付いていない場合でも、本件のような場合に東京高裁のような処理でよかつたのかが問われなければならない。要するに、本件では、Yの訴訟代理人がその認められている訴訟手続上のルートをとらなかつた所以（すなわち、その必要がないと思つていたか、あるいは、正當にも本件両訴訟をめぐる紛争を一つのものとして自己中心的に捉えていて、X・検察官間の訴訟が法律上はあくまで別の訴訟であるということを忘れていた等）とともに、それを実体法・訴訟法という総合的観点（すなわち、訴訟手続における実体権の擁護・実現という実体法的要請と、集団的、逐一・迅速的処理に内在する訴訟手続の形式的公平および明確性という訴訟法的要請との緊張関係）から、いかに評価すべきか（単純にY側の自己責任と割り切つてよいか）、もつと他に考慮すべき問題点はなかつたかどうか、という点が本件紛争の実体に即してもう少し検討されてもよかつたのではないかと考える。

(2) ところで、まず本件で争点となつた必要的共同訴訟論と当然の補助参加関係論について、それらが解釈論として可能かどうかおよびその妥当性を検討する。

まず必要的共同訴訟論であるが、従来の通説的な概念からすれば、やはり本件はこれに該当しない場合であるといわざるをえないと思われるが、ただこの主張を排斥する理由として本件両訴があくまでも別事件・別訴訟であるという理由に由来するものであるとすれば（前掲東京高裁「判旨」①参照）、一見もつともらしくも思われる所以であるが、突き詰めれば通常の類似必要的共同訴訟の場合とて、やはり本来法律上は別個・独立の訴訟が合一確定の要請から一つに併合・審理されていくことに変わりはないといわなければならない。それゆえ、このような理由づけではYの主張を排斥するになお不十分なものといわざるをえないと考える。また、確かに東京高裁のいうように、両訴の訴訟物は、一方は離婚無効請求権であり、他方は婚姻取消権（または取消原因）の主張であつて（また、被告もそれぞれ検察官およびYであつて）異なつてはいる。しかしながら、たとえば、婚姻取消請求を棄却する判決は、「原告が主張した特定の婚姻取消権（または取消原因）が存在しないこと」（山木戸克己・人事訴訟手続法三〇頁）。本件の場合では、より正確にいえば、「民法七三三条（重婚の禁止）による婚姻取消権が存在しないこと」といすべきであろう。山木戸・前掲一三八頁は、この場合、「前婚の成否」は理由中の判断にすぎず、その点については既判力を生じないとするが、「重婚関係にはないこと」あるいは「前婚は既に解消していること」等は、前記の既判力を有する判断に包摂されているとみるべきではなかろうか（中野貞一郎「請求異議訴訟の法的性質」吉川追悼論集・手続法の理論と実践（下）四一一页以下参照）。）が既判力をもつて確定するわけであり、他方で、検察官を相手とした離婚無効の訴えが認容されれば、「離婚無効原因の存在」（山木戸・前掲三五頁）。筆者は、これを、この場合「前婚が有効に存在すること」とい換えてよいのではないことを考える。）が既判力をもつて確定されるわけであるから、後者の判断が前者の被告であるYにも効力を及ぼすとなると、自分が被告として受けた判決は、その実質は「前婚は既に解消している」というものであるのに対し、対世効を受ける方の判決は、「前婚は有効に存在している」ということであるから、その限りで同一人であるYの中で判決効が衝突しているといえなくもない。さらに、通説が認めていた以外の場合に必要な共同訴訟の取扱いを認めると、各共同訴訟人の訴訟進行や訴訟処分権能の自由が制限されて好ましくないといわれるが、本件のような場合には、むしろ検察官にそのような訴訟進行の自由ないし処分を認め

めることこそ問題であるといえよう。また、そもそも本件のような実質的重複事件の場合に、別々の訴訟ができる（「判旨」① 参照）というのがおかしいのではなかろうか。従つて、かりに本件で、Yが検察官に補助参加をしていれば、民訴法六九条の制約を受けない共同訴訟的補助参加が認められるべき場合であったと思われる（それゆえ、後で述べるように、不利な判決効拡張のゆえに当然の補助参加関係が認められるべき場合の関係も、判決効が拡張される方（参加人）の訴訟行為の効果のみ、その者の利益のために他方の共同訴訟人（被参加人）と相手方間の訴訟にも及ぶと解する（民訴法六九条一項、三項の片面的準用））。なお、準必要的共同訴訟等の理論（たとえば、中村英郎「特別共同訴訟理論の再構成」中村古稀記念（民訴論集一巻一九五頁所収）参照）については、本稿ではその検討は省かせていただくが、私は、本件で合一確定を要請することも理論的には十分可能であり、むしろ大いにその必要のある場合にはなかつたかと考えている。

(3) 次に、本件を一応通常共同訴訟と解した場合のY訴訟代理人の第二の主張である当然の補助参加関係論について検討する。たとえば、典型的には主債務者と保証人のように、共同訴訟人間に補助参加の利益が認められ、いわゆる参加的効力を及ぼすことが妥当と考えられる共同訴訟人間では、当然の補助参加関係を認めてよいのではないかと考える。このような場合にまで、明示的な補助参加の申立てを要求するのは、あまりにも形式的にすぎるようと思われる（兼子一・判例民事法昭和七年度評積（判例民訴法三九五頁所収）にはじまる肯定説の論拠とされているところである。すなわち、肯定説によれば次のような図式が成立する。一片の訴訟告知で参加的効力が及ぶ→共同訴訟人間では訴訟告知は不要→参加的効力が及ぶような不利な判断を阻止するために、当然の補助参加関係を認めるべき。なお、文献および判例については、新堂幸司「共同訴訟人の孤立化に対する反省」法協八八巻一一・一二号九一五頁、九二一頁参照）。ただ、Y訴訟代理人が主張するように、本件でこれを認めることができるかが問題となる。別事件・別訴訟だということを強調すれば、そのような訴訟の当事者間でかような関係を当然に認めるのは行き過ぎかとも思われるが、前述した必要的共同訴訟論の場合と同様、両訴の関係を実質的に観察すれば、通常挙げられているこの種理論の認容例と何ら変わりはないのではないかとも考えられる。また、当然に不利な判決効を受けるYのためにも、こ

のような関係を認めてやることが、結局は当事者間の公平および前述の実体法的要請と訴訟法的要請の衡量からしても、妥当な在り方ではなかつたかと考える。なお、小山昇・判例評論一二二号一四三頁は、一方で「[判旨]②引用の最高裁判決のいうように、このような関係を認める基準が不明確であるという批判を排斥しながらも、他方で補助参加の意思が不明であり、そのような者にむやみに参加的効力を及ぼすことは問題であるとして、結論的には当然の補助参加関係論に否定的であるが（一四四頁参考照）、本件では、Yに補助参加の意思を擬制しても何ら不都合を生じないばかりか、むしろ控訴を提起したYの実質的な意思に沿うものと思われる（この場合、かような意思を擬制する基準は、両訴間の関係およびYによる控訴の存在である）。

二 その他の問題点の指摘（本件で特に考慮すべきファクター）

(1) 次に、Y主張に係るこれらの理論が、通説・判例の立場からやはり採れないとしても、本件の検討をそれで打ち切つてよいが問題となる。すなわち、これら以外にこれらと関連して、本件に特有の、しかしながら一般化・理論化しうる問題点が潜んでいないかを検討したい。

まず問題点の一つとして、東京高裁が明確に否定したYの検察官に対する補助参加および補助参加人としての控訴意思の推定と处分権主義（弁論主義）との関係、およびそれらと裁判官の釈明権行使との緊張関係が挙げられよう。

既に述べたように、離婚無効請求と婚姻取消請求とがXにより併合提起され、かつ、一审裁判所においても共同訴訟として審理され、しかも前者が後者の先決事項として判决効を及ぼす関係にある本件においては、両訴の帰趣はひとえに離婚無効訴訟の判断に係つていて、離婚無効請求と婚姻取消訴訟のみを問題とする意思でなかつたことは推測するに難くない（Yとしては、X・検察官間の離婚無効訴訟が自己に有利に確定しないことには、自己が被告とされている婚姻取消訴訟でも勝目がない）。また、裁判所としても、Yの控訴に際しあるいは当然の補助参加関係の有無が争いとなつた時点で、諸般の事情を総合的に評価し、この意思の存在を推定または擬制することも可能であったと考える（これに対して、東

京高裁は、専ら控訴状の記載という表示上の形式的理由からのみ、かような意思の存在を否定している（〔判旨〕②参照）。しかしながら、かりに本件を、Yが、より本質的な離婚無効訴訟の方さえ自己に有利に導いておけば自動的に両方につき勝訴すると単純に考え（すなわち、両訴をワノ・セットの訴訟と考え、検察官を被告とする離婚無効訴訟に対してものみ補助参加および補助参加人として控訴を申し立て、自己の敗訴判決に対しても何ら控訴しなかつたというような事例（本件と逆の場合））であつたとしたならば、東京高裁は、どのような取扱いをしたであろうか、問題点をより鮮明にする意味での仮設事例として挙げておきたい。

それゆえ、私見によれば、後は、この意思に対応すべき形式上の不備を、被参加人たる検察官の意思と利益、相手方Xの訴訟追行上の利益（とくに不意打ちにならないかどうか）と、裁判所の手続の明確および安定の要求という観点から、どう評価し、補正しうるかの問題として議論しえたのではないかと考える。そして、私は、本件では、むしろYの控訴を活かす方向での適時の訴訟指揮が期待されるべき場合ではなかつたかと考へる（一つの判決で両訴の判断がなされていることから、他方の控訴に対しても、控訴審裁判所としては、二つの訴訟が原審で係属していた（併合審理されていた）ことは十分に了知できたものと思われる。それゆえ、まず、控訴状審査の段階で補正（民訴法三七〇条）の余地がなかつたかどうか（積明させるべきであった（民訴法一二七条）といえないか）、問題となろう。次に、それが必要なものとすれば、そのような積明をしなかつた場合には、そのことを理由に、補助参加の申立てとともに控訴の追完（民訴法一五九条）を認めてやるべきであったといえないだろうか）。

控訴審裁判所としても、両訴の関係およびYの訴訟追行態度からみて、十分にYの意思を推測できたものと思われるし、本件で、かりにそのための必要な補正を命じたとしても、公平および処分権主義の観点からは若干問題は残るもの（もつとも、これも处分権主義および弁論主義が一定の範囲で制限され一部職権探知主義が導入されている人事訴訟の性格からすれば、通常訴訟よりも許容され易いであろう）、他方の婚姻取消判決に対するYが控訴し、その前提として離婚無効を争っている以上、Xにとつても予想外のものとはいはず、Xの訴訟追行上の利益（期待）を不当に害するものともいえないであろう（新堂幸司・前掲法協八八巻一一・一一号九二二七～九二八頁参照）。むしろ、本件高裁判決のような結果は、かえって戦わずしてXに不当な

利益を付与したとの感を免れない。さらに、本件でのYの控訴を実質的に意味あらしめようとする裁判所の行為が、共同被告である検察官の明確な意思に反する不利益な取扱いになるとも思われないし、その上訴権を侵したものといい難い。要するに、X・検察官間だけを考えれば、判旨のように、一審判決のうち検察官敗訴部分は既に確定したものと取扱つてもかまわないが、Yの立場からみると、自己のXに対する防衛の立場をより不利にさせないために、X・検察官で検察官敗訴部分を確定せしめないとおく実質的利益が存するわけであり（新堂幸司・法協八五卷九号一二九八頁参照）、その点をもう少し裁判所として考慮してやれなかつたかと考える次第である。

(2) これと関連して、争点とはなつていながら本件におけるもう一つの問題点は、そもそも離婚無効訴訟において法定されてゐる当事者適格（とりわけ、本来の適格者死亡の際に代わつて職務上の当事者となる検察官（人訴法二条三項準用。実質的人事訴訟事件についても人訴法二条が準用されることについては、学説・判例上異論はない）とされている。岡垣学・人事訴訟手続法九三・九四頁、人事訴訟の研究八四頁参照）の妥当性（岡垣学・人事訴訟の研究一〇五頁参照）と、他に存在する場合によつては法律上のより緊密な利害関係を有する者（たとえば、本件でのYや各婚姻中に生まれた子供など）の取扱いである。従来から批判の対象となつてゐる（岡垣学・人事訴訟の研究一〇八頁参照）、人事訴訟における検察官の訴訟追行に任せておいて、はたして法律上の利害関係人の利益および地位が十分に擁護されるかどうかは問題である（なお、この点からいえば、一つの考え方として、離婚無効訴訟の場合には、第一次的により実質的な法的利害関係を有する者（本件では後婚の妻であるY）にむしろ被告適格を認め（立法論としてはあるが同様な考え方を示すものとして、岡垣学・人事訴訟の研究一〇九頁）、そのような者がいない場合に限つて、二次的に人訴法二条三項を準用して検察官に被告適格を認める取扱いをする方が、妥当であるようと思われる）。また、立法の趣旨からすれば、本来検察官は公益の代表者として十分その適格性を期待されてしまうべきであり、実際にもそのように努力されるべきであるとの意見もありえようが（これを強調するものとして、たとえば後掲福岡地裁昭和五八年一二月一日判決参照）、現状を前提にすれば、人訴法二条一項の対世効をすべての人事訴訟に一律に及ぼすこ

とには問題があるようと思われる（かような身分判決の対世効は、一般には身分関係の画一的確定の要請に基づくものであるとされ、それを正当化する根拠として、处分権主義・弁論主義の制限や職権探知主義および当事者適格の法定と並んで検察官の関与が挙げられるわけであるが、「これらの期待はつねに充足されるとはかぎらず、また本来、第三者の手続関与権に当然にとつて代わりうるものではない」（吉村徳重「判決効の拡張と手続権保障」山木戸還暦記念・実体法と手続法の交錯（下）一四七頁）。また、平賀健太「人事訴訟」民訴法講座五巻一三〇三頁は、検察官は、婚姻取消しの訴えにおいてこそ公益の代表者として原告たる実質上の利害関係をもつが、婚姻無効その他の訴えについては、被告たるべき利害関係はいかなる意味においてもこれをもたず、検察官に被告適格が与えられるのは、当事者訴訟の形式を整えるため法律が擬制しているからであると論ずる。同様な指摘として、後掲福岡高裁昭和五九年六月一九日判決参照）。しかしながら、検察官による現実の訴訟追行の程度いかんというような曖昧な基準によって対世効の有無を決めるというようなこともできず、やはり対世効の否定は立法論にならざるをえないかとも思われるが、あくまでも解釈論の枠内で、たとえば対世効の例外的規定である同一八条一項を、本件のような場合にも類推できなものかと考えている（松岡義正・特別民事訴訟論「第五編人事訴訟」二四五頁、大森洪太・人事訴訟手続法一〇五頁、山木戸克己・人事訴訟手続法一三九頁参照）。なお、判決効の拡張を否定した場合、その後の処理が問題となるが、本件東京高裁のように両訴を法律上全く別個の訴訟として取扱う限り、結果的には重婚関係となりうることもやむをえないものと割り切るのも一つであろう。

要するに、一方で、明確な補助参加の申立てをしない限り不利な判決の形成を阻止しえないことを制度として要求しておきながら、他方で、訴訟告知又は参加をしなくともそのように他人間で形成された不利な判決効が当然に及んでくるというのでは、人事訴訟の性格上やむをえないといってしまえばそれまであるが、なにか理論としてバランスを欠いてはいないであろうか。本件に限ってみても、不利な判決効を阻止するために補助参加の道があることを強調するのは、紛争の実体を無視した形式的論理とも評しえよう。

(3) なお、この他に、学説史的には当然の補助参加関係論の原型ともいえる、「共同訴訟人相互間に補助参加の利益が存在する場合には、上訴した共同訴訟人は上訴しない共同訴訟人をも勝訴させることについて自らの利益をもつから、一人の上訴は、他の共同訴訟人のための上訴としても取り扱うべきである」とする、いわゆる主張共通の原則が、近時再び、新堂教授により有力に提唱されている（民訴法〔第二版〕四八一頁、前掲法協八八卷一一・一二号九二九頁）。この理論は、当然の補助参加関係論と同様、「通常共同訴訟の効果面を再構成するものであり、合一解決の方向に一步を進めている」（高橋宏志「必要的共同訴訟論の試み（三）」一三二一五頁）と評価されていること、および、以上のような考え方とは別に、人事訴訟をも含めて、一般に、他人間の不利な判決効を受ける実質的利害関係人（いわゆる判決の取消しについて固有の利益を有する者）にも、再審（民訴法四二〇条一項三号）の原告適格が通説の立場からも認められている（兼子一・新修民訴法体系四八五頁、小山昇・民訴法〔第四版〕六〇四頁、新堂幸司・前掲民訴法五八七頁、中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編・民訴法講義〔補訂版〕六二一頁（林屋社））、斎藤秀夫・民訴法概論〔新版〕六一〇頁。なお、近時、認知訴訟事件ではあるが、この点の可否が争われたものとして、福岡地裁昭和五八年二月一日判決（判例時報一一八号二〇二頁）およびその控訴審判決である福岡高裁昭和五九年六月一九日判決（判例時報一一三八号九三頁）がある。そこにおける再審原告訴訟代理人の鈴木忠一氏の憲法三一条・三二条を根拠とする審問請求権の主張およびその控訴審判決に対する三谷忠之・判例評論三一七号五四頁以下参照）ことを指摘しておこう。

三 最後に、本件類似の先例としては、東京高裁昭和五八年一月一〇日判決（判例時報一一〇〇号七五頁）があるが、本件東京高判とほぼ同旨の理由で、必要的共同訴訟論および当然の補助参加関係論の各主張をいずれも排斥している（なお、この事件については、既に昭和五九年六月二二日、最高裁により、その上告が棄却され確定しているが、未刊であることを、大阪高等裁判所野田殷穂判事よりご指摘いただいた。ここに記して感謝する次第である。おそらくは、本件東京高裁も、この最高裁判決に従つたものであろうかと思われることを付記しておく）。

〔付記〕本件は、民事訴訟法学会関西支部の例会（昭和六〇年六月）において報告させていただいた事件である。本稿は、その折の貴重なご意見、ご批判をもとに、再考のうえまとめたものである。この場をお借りして、会員の諸先生にお礼を申し上げたい。